



都城まちづくり株式会社

まるまる朝市 出店規約

本規約は、都城まちづくり株式会社（以下、事務局）と、まるまる朝市出店者（以下、出店者）との間で、出店に関する条件、ルール等を定めたものです。

1. 出店内容

※出店可能な内容は下記①～③に定めるものとします。

- ① 食品・飲料・加工品の販売（原則として出店者から保健所への営業許可が必要です。）
- ② 販売・提供できない商品
宗教活動、政治的な活動、悪質商法に関する商品・サービスの提供はできません。
また、アルコール飲料、危険物、偽ブランド品、違法コピーソフト、成人向け商品、医薬品、動物、その他まちなか広場（公共の場）にふさわしくないと事務局が判断するものは販売できません。
- ③ その他
出店内容は原則として上記①～②に該当するものとしますが、事務局が承認したものについては販売やサービスの提供ができるものとします。（例：植物、生花、ハンドマッサージ、めだか等）

2. 出店申込とキャンセル

- 事務局より出店確定の連絡をもって、出店確定となりますのでご注意ください。
出店確定後、やむを得ない事情によりキャンセルする場合は、事務局にご連絡ください。
 - 出店条件を満たしている場合でも、出店上限数により、落選となる可能性があることをご了承ください。
- ## 3. 悪天候等による延期・中止
- 開催当日が悪天候と予想される場合、災害発生や感染症流行等社会情勢のため開催が難しいと事務局が判断する場合についての中止の可能性があります。（中止の場合は、開催前日までにまちたんホームページに掲載します。）
ただし、中止に際して出店者側で発生した損害を事務局は賠償できかねますので予めご了承ください。
※中止や日程が変動した場合は、速やかにご案内いたします。
 - 少雨の場合は原則として開催します。ただし、開催当日または開催途中等において天候が急変した場合は事務局の指示に従ってください。

4.出店スペース・出店イメージ

A) 飲食・雑貨スペース 出店料 レギュラー(3.0m×3.0m) 2,000円
ラージ (3.0m×6.0m) 3,000円

電 源 一律 500円

- 1区画3.0m×3.0mまたは3.0m×6.0mのスペースを提供します。
スペースの範囲内で商品や什器等を設置できるものとします。
- 事務局で用意したテントをご使用いただきます。
机および椅子については数量に限りがありますが、事前に必要数をお知らせいただいた場合に限り、無料で貸出を行います。
- 電源は有料(500円)にて貸出しを行います。1店舗あたり使用できる電力は1,500W以内とします。
※1,500Wを超える場合は、事前にご相談ください。
※まちなか広場の電力総量は22,000Wになります。電源総量の都合上、貸出できない場合があります。
- 出店位置は販売内容やブースタイプ等を総合的に判断した上で事務局が調整させていただきます。
- 小型の置き看板は、歩行者の通行や他店の営業に支障ない範囲で設置可能です。各自安全対策をお願いします。
- 飲食物販売については保健所への申請・許可が必要となります。
各自、事前に管轄保健所に相談・申請していただき、ルールを厳守してください。(都城保健所 0986-23-4504)
- 出店場所での販売時には、保健所からの指示で三方幕等が必要な場合がありますので、各自準備をお願いします。
- 食中毒などが発生した場合、主催者側は責任を一切負いませんので衛生管理の徹底をお願いいたします。
- 容器、包装入り商品については食品衛生法による食品表示を行ってください。
- プロパンガスやカセットコンロをご使用の際は、安全・管理に十分ご注意ください。万が一、事故が発生した場合、主催者側は責任を一切負いません。火を扱う場合は、必ず事前にご連絡下さい。(各自で消火器の準備が必要です。)

B) 移動販売車(キッチンカー等) 出店料3,000円
電 源 一律 500円

- キッチンカーの出店場所は、まちなか広場内または、東中町通り(広場と図書館の間の道路)を予定しています。
- 出店場所が東中町通りの場合は、事務局で道路使用及び占用を申請いたします。
- 電源は有料(500円)にて貸出しを行います。1店舗あたり使用できる電力は1,500W以内とします。
※1,500Wを超える場合は、事前にご相談ください。
※まちなか広場の電力総量は22,000Wになります。電源総量の都合上、貸出できない場合があります。
- 出店位置は販売内容やブースタイプ等を総合的に判断した上で事務局が調整させていただきます。
- 小型の置き看板は、歩行者の通行や他店の営業に支障ない範囲で設置可能です。各自安全対策をお願いします。

5.各種法令の遵守について

対象商品・サービスおよび広報資料(チラシなどの配布物)は必要な許認可を取得し関係法令を遵守しているものに限ります。
保健所など行政当局への届出等の手続きが必要になる場合は出店者側で必要な手続きを行うこととし、必要な書類は出店当日に持参してください。

届出等の手続きの不備により出店が不可能となった場合、事務局はその責を負いません。

- 景品表示法消費者庁ホームページ
不当表示の禁止
https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/representation_regulation
- 特許庁ホームページ
知的財産権
<https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/seidogaiyo/chizai02.html>
- 保健所ホームページ
食品関係の営業の許可
https://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/fukushi/miyakonojo_hokensho/food/food1.htm

6.制限事項

① 禁止行為

出店にあたり、以下の行為は禁止します。事務局が以下の行為に該当すると判断した場合は、イベント開催中であっても出店を中止させていただくことがあります。なお、出店中止に伴い出店者側に生じた損害を事務局は賠償しません。

- i. 法令又は公序良俗に反する行為
- ii. 申込時の出店内容と異なる内容での出店
- iii. 出店の権利の全部又は一部を第三者へ譲渡・転貸すること
- iv. 施設、設備、植栽等の汚損、破損、持ち去りなどの行為
- v. 火災、爆発その他危険を生じるおそれのある行為
- vi. 騒音、大声、悪臭、発煙、喫煙(電子タバコを含む)など、周囲に迷惑又は不快感を及ぼす行為
- vii. 暴力団その他反社会的勢力による利用
- viii. 宗教活動、政治的な活動、悪質商法に関わる活動
- ix. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- x. その他、管理運営上の支障があると事務局が判断する行為

② 承認行為(事前に申請があった場合に承認します)

出店にあたり、以下の行為は原則として禁止しますが、事務局が承認した場合は可能とします。承認のないまま以下の行為がなされていると事務局が判断した場合は、イベント開催中であっても出店を中止させていただくことがあります。

なお、出店中止に伴い出店者側に生じた損害を事務局は賠償しません。

- xi. 動物(ペットを含む。盲導犬・介助犬等は除く)の持ち込み
- xii. 火気の使用
- xiii. 発電機や電子機器の設置
- xiv. 水栓(シンク)・排水溝(オイルトラップ)の使用。(独占的な使用は不可。固体物を流すことはできません。)
- xv. 搬入搬出を除く関係車両の乗り入れ(搬入搬出車両は原則1台とさせていただきます。)

7.その他、管理責任など

- 出店当日の販売は出店者が行い、商品や売上金等の管理は出店者の責任で行ってください。
盗難や紛失、破損について、一切の責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。
- 来店者の列ができる場合は、円滑な通行を阻害しないよう、列を整理するなどの管理に協力をお願いします。
- 出店当日に事故が発生した場合(出店者自身のみならず、出店者に関係する業者や、来店者に起因する場合を含む)、その責は出店者が負うものとします。事故防止のため、安全管理を徹底してください。
- 出店に伴い生じたゴミは出店者の責任で持ち帰ることとし、出店場所にゴミを残さないようにしてください。
- 広場などの施設の設備・備品を損傷・紛失した場合は、出店者が損害相当額を賠償するものとします。
事前に設備、備品を傷めないよう、適切に養生等を行ってください。
- 出店者が持ち込んだ物品等は出店者の責任において管理してください。
持ち込んだ物品等に損害や窃盗等の被害が生じた場合でも、その損害を事務局は賠償しません。

8.他の事項

- 出店者が出店申込時に提出した内容(店名、出店内容、ロゴ等)は事務局がイベントの広報のためにホームページや印刷物に使用することができます。また、イベント当日の様子を撮影し、イベントの記録・報告としてホームページや印刷物に使用することができます。